



平成 26 年 12 月 25 日、神奈川県議会本会議において、議員提案条例である「手話言語条例」が可決成立し来年 4 月 1 日施行される。

わが国では手話が言語である事を障害者基本法において明らかにしたが、いまだ手話に対する理解が広く浸透しているとは言えない。

この条例は、手話が独自の語彙や文法体系を有する”言語”であり、ろう者によって大切に受け継がれ発展を遂げてきた歴史的・文化的所産であるとの認識のもと、手話に対する県民の理解を深め、広く普及していくとともに、全ての県民が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会を実現することを目的としている。

昨年 5 月に、条例制定を求める陳情が 5 万 4 千名を超す署名を添えて県議会に提出されたことを受け、県民の声を真摯に受け止め、県政に反映していくことが議会の役割であり、議員の責務であるとの考え方のもと議論が行われてきた。本県議団は、昨年 7 月から条例の検討を開始、9 月には公明党、県政会に協力を呼びかけ 3 会派による「手話言語条例」条例検討会議を設置、本県議団の古沢時衛議員が座長に就任した。

11 月には条例素案を取りまとめ、素案を団のホームページ上などに公開し広く

議員提案手話言語条例制定

県民の意見を条例に反映させるため、パブリックコメントも行われた。

手話言語条例は都道府県レベルでは鳥取県に次いで全国 2 番目、議員提案による条例制定としては全国初である。

今日、国の財政赤字や地方創生で、地方議会、地方自治の役割は大きく変化し、重要性を増している。自由民主党は県議会の政策提案能力を高め、より県民に近い開かれた議会を目指していかなくてはならない。議員の政策手案による政治主導の地方自治、この手話言語条例をそのための大きな一歩にしていかなくてはならない。

議員提案条例とは

条例とは、日本国憲法第 94 条を根拠として、地方自治法の規定に基づき、地方議会において法律の範囲内で制定される自主法である。

議員提案条例は、地方自治法 112 条において「普通地方公共団体の議員は、議会の議決すべき事件につき、議案を提出することができる」と定められており、議員定数の 12 分の 1 以上（神奈川県議会の場合は 9 名以上）の賛成で、予算を除く議案を提案することが出来る。